

第2期

小松島市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

徳島県 小松島市

はじめに

少子高齢化が進む昨今、子育てをめぐる環境もめまぐるしく変化を続けており、国においては、平成6年の「エンゼルプラン」の策定に始まり、平成15年の「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」の制定を経て、更なる子育て施策に資するため、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定し、保育所・幼稚園・認定こども園など教育・保育施設の利用にかかる統一した財政支援や、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業を実施するための市町村事業計画策定の義務付けをし、子ども・子育て支援新制度としてスタートしました。

また、平成28年には「児童福祉法」が改正され、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防などが明確化されました。

さらに、令和元年10月からは、「子ども・子育て支援法」の改正により対象となる児童に対して、幼児教育・保育の無償化が始まり、幼児教育・保育の負担軽減を図ることで、子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うこととなりました。

小松島市においては、次世代育成支援対策推進法に基づく「小松島市次世代育成支援前期・後期行動計画」における成果や方針を継承しつつ、平成27年度から令和元年度までを計画期間として策定された「小松島市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を引き継ぎ、「みんなの支え合い・助け合いで 子どもが輝く 大人が輝く 未来が輝く こまつしま」とし、今後5年間を計画期間として、「第2期小松島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後は、この計画を実りあるものとするため、施策の実現を図り、市民の皆様のご理解とご協力を得ながら、子育て支援に取り組んでまいります。

結びにあたり、本計画策定に係るアンケート調査にご協力をいただきました保護者の皆様方をはじめ、本計画の策定にあたり大変貴重なご意見を賜りました「小松島市子ども・子育て会議」の委員の皆様方、また関係機関及び市民の皆様方に心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

小松島市長 濱田 保徳

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 策定体制	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 人口の推移等	3
2 子育て支援に関するアンケート調査結果の概要	7
3 計画の進捗状況・評価	16
第3章 計画の基本理念及び施策の体系	17
1 基本理念	17
2 計画の基本的方針	19
3 基本目標	21
4 分野を越えて実施を目指す取り組み	23
5 施策の体系	24
第4章 施策の展開	25
1 地域における子育ての支援	25
2 子どもや母親の健康確保と健康増進	48
3 子どもの健やかな心身を育む教育・保育環境の整備	53
4 子育てを支援する生活環境の整備	55
5 仕事・子育てが両立できる環境の整備	58
6 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進	60
第5章 推進体制	65
1 計画の推進に向けて	65
2 計画の評価・確認等	66
資料編	67
1 小松島市子ども・子育て会議条例	67
2 小松島市子ども・子育て会議名簿	69
3 策定までのスケジュール	70
4 用語集	71

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

我が国の少子化は急速に進行しており、平成30年の合計特殊出生率は1.42となっています。女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。そのため結婚や出産・子育てに関する希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。また、家庭の経済状況が子どもの学力や進学、成人後の就労などに影響した場合、結果として世代間で貧困状態が連鎖する可能性もあり、子どもの貧困対策に取り組むことが必要です。

国では、少子化対策を総合的に進めるため平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開してきました。しかし、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていく方針が掲げられました。そして「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月閣議決定）において、具体的な取り組みが示されました。そのなかで、重要な取り組みの1つとして掲げられた「幼児教育・保育の無償化」については、実施するための根拠法となる「改正子ども・子育て支援法」が令和元年5月に国会で可決・成立し、令和元年10月から実施されました。

子どもの貧困対策・児童虐待対策については、平成28年6月に「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体となり、法の理念が大きく変わることで、子どもの貧困対策・児童虐待対策における迅速かつ的確な対応が明確化されました。

小松島市では、これまで平成21年度に「小松島市次世代育成支援対策行動計画後期計画」を、平成26年度に「小松島市子ども・子育て支援事業計画」を策定（平成29年度改訂）し、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

この度、令和元年度で「小松島市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となります。近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、「第2期小松島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

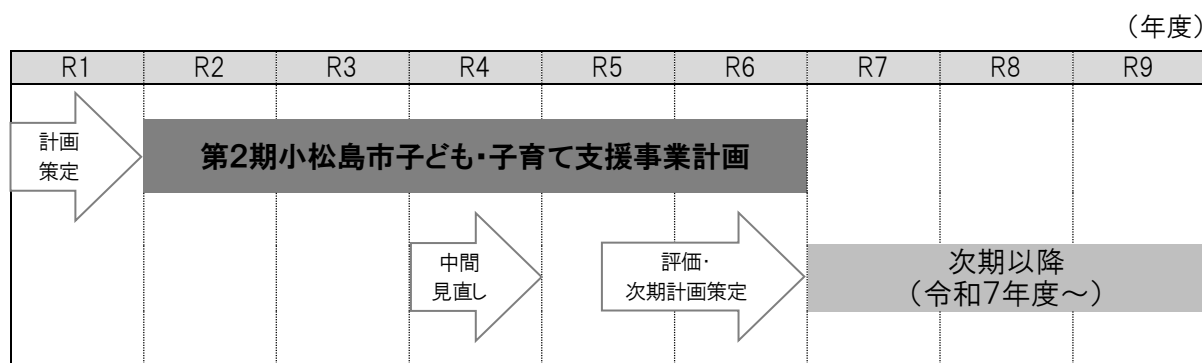
2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法に基づく「小松島市次世代育成支援後期行動計画」の考え方を継承するものとし、計画の一部には「新・放課後子ども総合プラン」を盛り込みます。

また、本計画は、上位計画である「小松島市第6次総合計画」や、その他関連計画との整合性を図り、策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。中間年度には当初に策定した量の見込みと実績値を比較し、見直しが必要な場合は要因を分析し、見直しを行います。計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



4 策定体制

本計画が本市の現状を反映し、今後子ども・子育て支援施策の方向性を正しく示した内容となるよう、学識経験者、児童福祉分野の各関係者等から構成される「小松島市子ども・子育て会議」を設置し、本計画案について検討を重ねました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

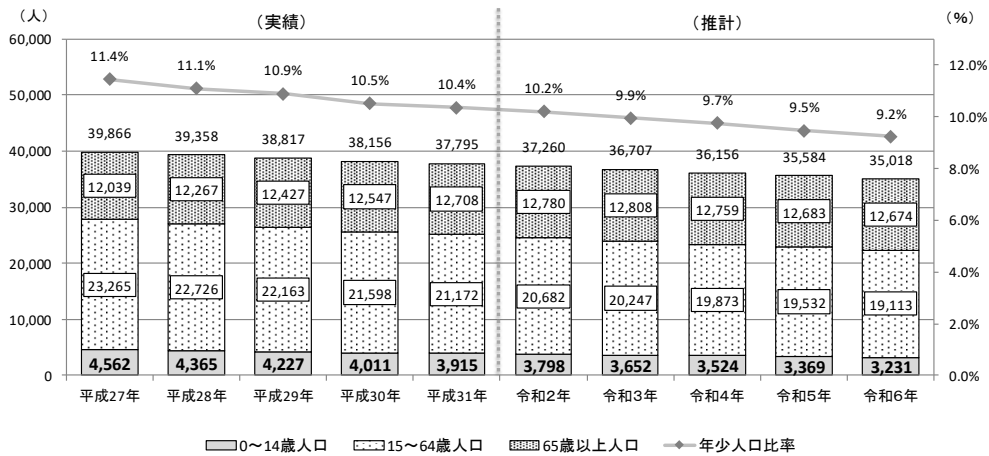
1 人口の推移等

1)人口の推移と推計(人口3区分と児童数の推移と推計)

小松島市の総人口は緩やかな減少傾向を続けており、今後もその傾向が続くものと予測されています。

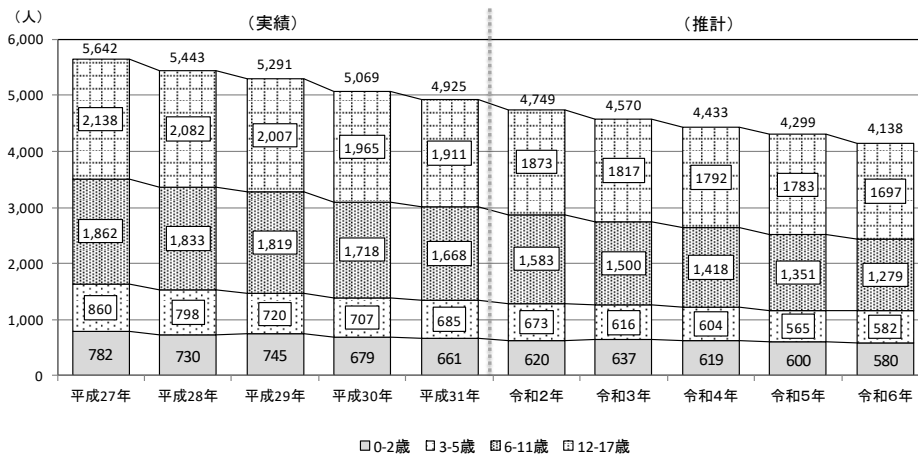
0～14歳人口(年少人口)についても同様の傾向にあり、子ども・子育て計画の策定期間終了年度である令和6年には、平成31年3月末時点と比較して684人減少することが予測されています。

■人口3区分の推移と推計



児童数についても総人口と同様に緩やかな減少傾向にあり、令和6年には、平成31年3月末時点と比較して787人減少することが予測されています。人口区別にみると、特に6-11歳の減少が大きく、389人減少することが予測されています。

■児童数の推移と推計



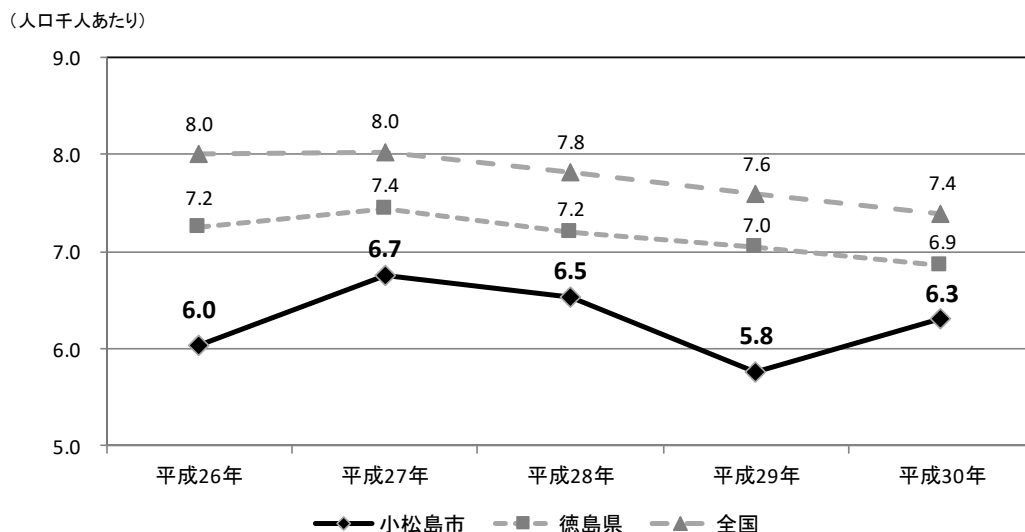
資料：住民基本台帳《各年3月末日現在》

※人口推計は実績人口をもとにコーホート変化率法により算出

2) 出生の動向

出生率の推移をみてみると、年ごとに増減の変動はありますが、近年の小松島市の出生率は、全国平均、県平均と比較すると低位に推移しています。

■ 出生率・出生数の推移と比較



《小松島市》	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
出生数	235	261	249	216	234
人口	38,976	38,684	38,173	37,500	37,076
出生率 (人口千人あたり)	6.0	6.7	6.5	5.8	6.3

《徳島県》	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
出生数	5,529	5,622	5,393	5,225	5,045
人口	762,834	754,832	748,979	742,113	735,256
出生率 (人口千人あたり)	7.2	7.4	7.2	7.0	6.9

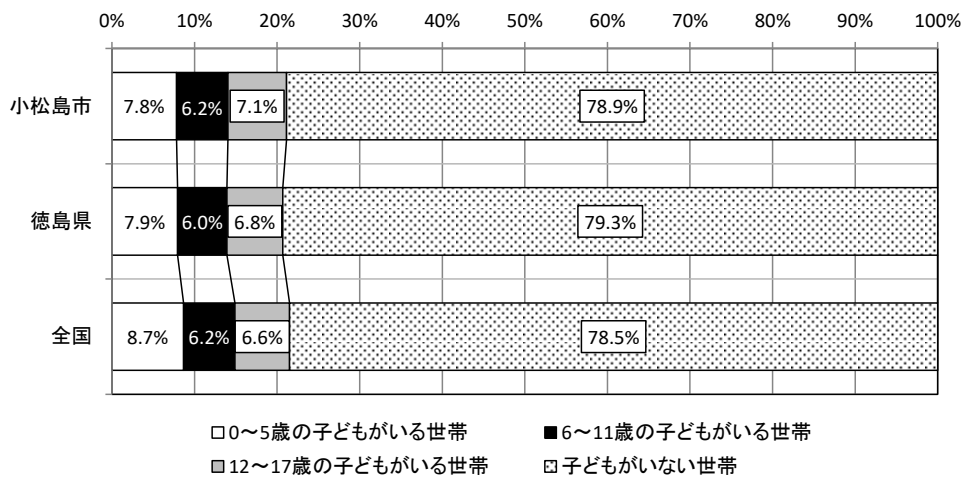
《国》	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
出生数	1,003,539	1,005,677	976,978	946,065	918,397
人口	125,431,000	125,319,299	125,020,252	124,648,471	124,218,285
出生率 (人口千人あたり)	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4

資料：徳島県人口移動調査（徳島県統計戦略課）【小松島市・徳島県数値】
平成 30 年人口動態統計月報年計（概数）の概況【国数値：平成 30 年は概算】

3)世帯の状況

平成27年の国勢調査によると、小松島市の一般世帯数は15,200世帯で、そのうち「0～5歳の子どものいる世帯」は7.8%（1,187世帯）と県平均とほぼ同位となっています。また、「6～11歳の子どものいる世帯」は6.2%（946世帯）で全国・県平均とほぼ同位、「12～17歳の子どものいる世帯」については7.1%（1,080世帯）で、全国・県平均よりもやや上位となっています。

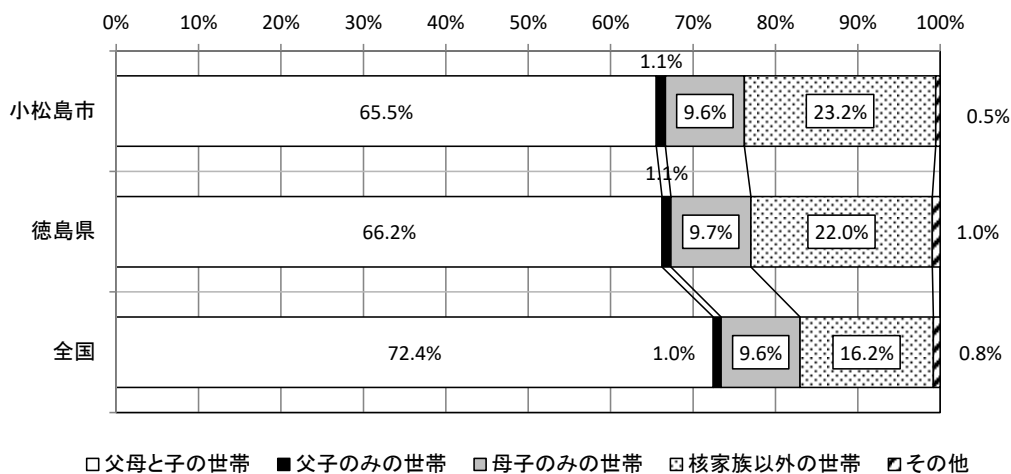
■子どもがいる世帯の割合（平成27年）



資料：国勢調査（平成27年）

子ども（18歳未満）のいる世帯のうち、核家族の割合は65.5%となっており、全国・県平均よりも低位となっています。そのうち、父子家庭・母子家庭の割合は1.1%、9.6%と、全国・県平均と同位となっています。

■18歳未満の子どものいる世帯の割合（平成27年）



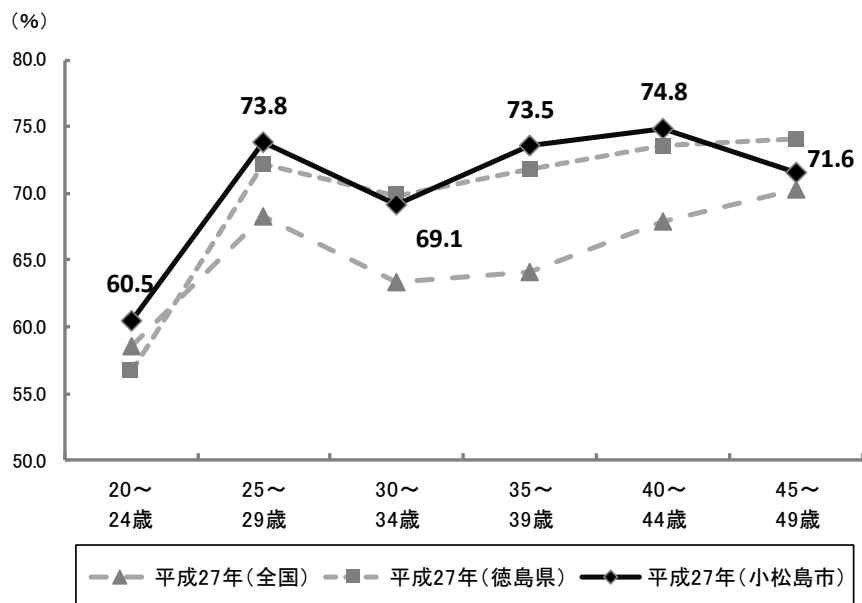
資料：国勢調査（平成27年）

4) 女性の就労状況

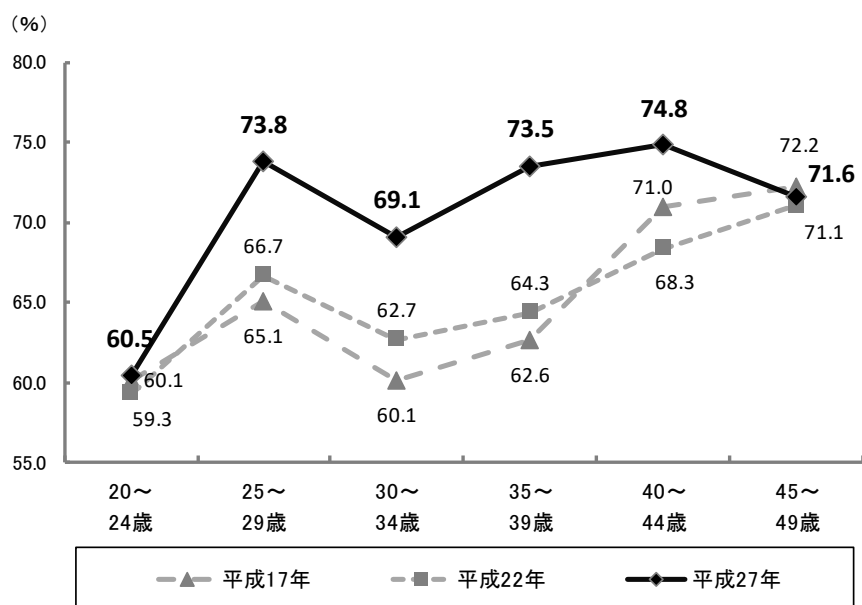
平成27年の20歳から49歳の女性の就業率についてみると、20歳から29歳、35歳から44歳の年代で、全国平均・県平均と比べ、やや上位となっています。

過去の統計（平成17年・平成22年）と比較してみると、20歳から44歳の年代で、最も上位となっており、就業率が上昇しています。

■女性の年齢別就業率（平成27年：20歳～49歳抽出）



■女性の年齢別就業率（平成17年-27年比較：20歳～49歳抽出）



資料：国勢調査（平成17年・平成22年・平成27年）

2 子育て支援に関するアンケート調査結果の概要

1) 調査概要

■調査対象者：平成30年10月1日現在、市内に在住する就学前児童（0～5歳）及び
小学校1年生から3年生の保護者

■調査方法：保育所、認定こども園及び幼稚園に通所（園）している世帯へは、
各施設を通じて調査票を配布回収
在宅児童世帯や就学児童世帯へは、郵送により調査票を配布回収

■調査期間：平成30年11月5日（月）～平成30年11月19日（月）

■回収結果：

	標本数（発送数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	1,131部	875部	77.4%
小学生の保護者	452部	256部	56.6%

2) 結果の概要

① 子育てについて（子どもは社会全体で育てるべきか）

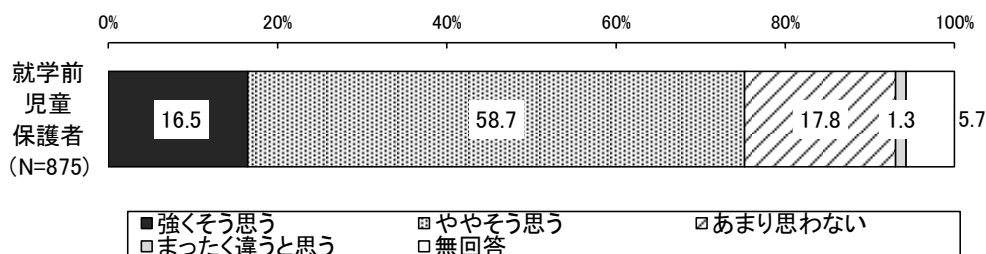
子どもは社会で育てるべきかうかがってみたところ、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに「ややそう思う」への回答の割合が最も高く、次いで「あまり思わない」「強くそう思う」への回答が高くなっています。

就学前児童の保護者について、母親の就労タイプ別にみると、「フルタイムで就労」「就労していない」では、他の就労タイプに比べ「強くそう思う」への回答の割合が高くなっています。また、利用施設別にみると、「公立認可保育所」と「私立認可保育所」では、他の利用施設に比べ「強くそう思う」への回答が高くなっています。

小学生の保護者について、子どもの学年別にみると、2年生で「強くそう思う」への回答が高くなっています。また、母親の就労タイプ別にみると、「フルタイムで就労」が、他の就労タイプに比べ「強くそう思う」への回答の割合が高くなっています。

■アンケート回答結果（子どもは社会全体で育てるべきか）

□就学前児童保護者（全体）



□就学前児童保護者（母親の就労タイプ・利用施設別）

	全 体	強 く 思 う	や や 思 う	あ ま り 思 わ な い	ま っ た く 違 う と 思 う	無 回 答
上段／実数 下段／%						
全 体	875 100.0	144 16.5	514 58.7	156 17.8	11 1.3	50 5.7

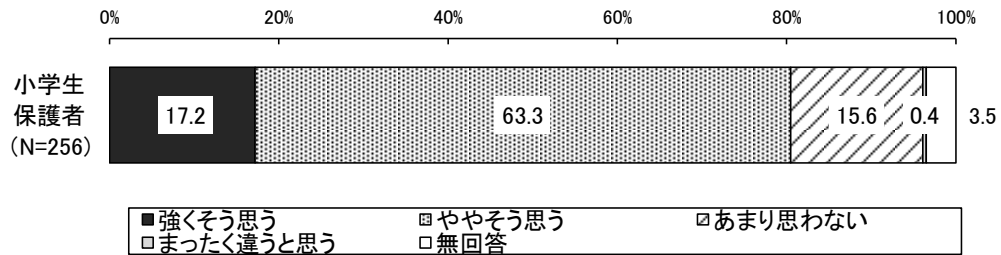
■母親の就労タイプ別

フルタイムで就労	324 100.0	60 18.5	189 58.3	52 16.0	4 1.2	19 5.9
パートタイム・アルバイト等 で就労	247 100.0	31 12.6	151 61.1	49 19.8	3 1.2	13 5.3
産休・育休・介護休業中	106 100.0	19 17.9	68 64.2	13 12.3	1 0.9	5 4.7
就労していない	185 100.0	30 16.2	102 55.1	39 21.1	3 1.6	11 5.9
母親はいない	9 100.0	3 33.3	3 33.3	2 22.2	0 0.0	1 11.1

■利用施設別

公立幼稚園	60 100.0	4 6.7	38 63.3	14 23.3	0 0.0	4 6.7
私立幼稚園	14 100.0	2 14.3	7 50.0	2 14.3	0 0.0	3 21.4
公立認可保育所	165 100.0	28 17.0	93 56.4	35 21.2	1 0.6	8 4.8
私立認可保育所	123 100.0	27 22.0	64 52.0	21 17.1	2 1.6	9 7.3
公立認定こども園	69 100.0	11 15.9	41 59.4	8 11.6	1 1.4	8 11.6
私立認定こども園	267 100.0	38 14.2	165 61.8	50 18.7	4 1.5	10 3.7
その他	26 100.0	8 30.8	14 53.8	2 7.7	0 0.0	2 7.7
未利用	137 100.0	21 15.3	86 62.8	22 16.1	3 2.2	5 3.6

□小学生保護者（全体）



□小学生保護者（子どもの学年・母親の就労タイプ別）

	全 体	強 く そ う 思 う	や や そ う 思 う	あ ま り 思 わ な い	ま っ た く 違 う と 思 う	無 回 答
上段／実数 下段／%						
全 体	256 100.0	44 17.2	162 63.3	40 15.6	1 0.4	9 3.5

■子どもの学年別

1 年	76 100.0	12 15.8	50 65.8	12 15.8	0 0.0	2 2.6
2 年	91 100.0	18 19.8	54 59.3	16 17.6	0 0.0	3 3.3
3 年	85 100.0	13 15.3	56 65.9	11 12.9	1 1.2	4 4.7

■母親の就労タイプ別

フルタイムで就労	134 100.0	26 19.4	79 59.0	22 16.4	1 0.7	6 4.5
パートタイム・アルバイト等 で就労	94 100.0	13 13.8	64 68.1	14 14.9	0 0.0	3 3.2
産休・育休・介護休業中	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
就労していない	24 100.0	4 16.7	18 75.0	2 8.3	0 0.0	0 0.0
母親はいない	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0

②子育てについて不安や負担を感じる理由

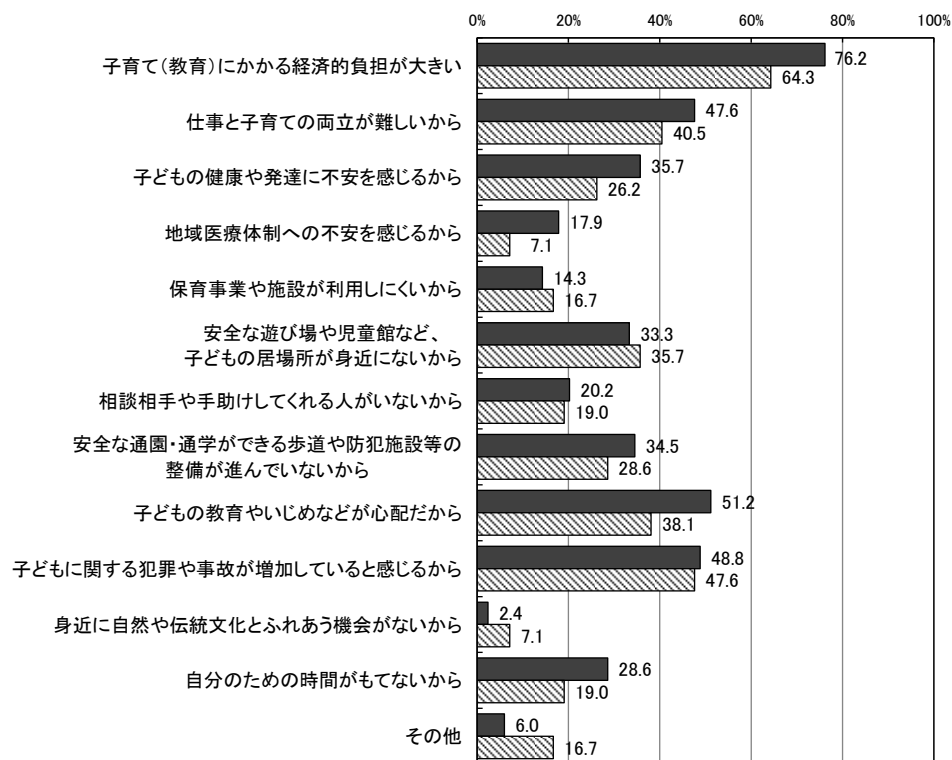
子育てについて不安や負担を感じる理由についてうかがってみたところ、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」への回答の割合が最も高くなっています。次いで、就学前児童の保護者では、「子どもの教育やいじめなどが心配だから」「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じるから」への回答が高く、小学生の保護者では「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じるから」「仕事と子育ての両立が難しいから」への回答が高くなっています。

就学前児童の保護者について、母親の就労タイプ別にみると、「パートタイム・アルバイト等で就労」「就労していない」で他の就労タイプに比べ「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」への回答の割合が高くなっています。

小学生の保護者について、母親の就労タイプ別にみると、「パートタイム・アルバイト等で就労」で、他の就労タイプに比べ「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」への回答の割合が高くなっています。また「フルタイムで就労」で他の就労タイプに比べ「仕事と子育ての両立が難しいから」への回答の割合が高くなっています。

■アンケート回答結果（子育てについて不安や負担を感じる理由）

□就学前児童保護者・小学生児童保護者（全体）



■就学前児童保護者 (N=350) □小学生保護者 (N=154)

□就学前児童保護者（母親の就労タイプ別）

上段／実数 下段／%	全 体	経子 済育 的負 担が 大き い か か る	難仕 しい 事と 子育 ての 両立 が	不子 安ど を感 じる 健康 や発 達に	不地 安域 を感 じる 医療 体制 への	利保 用育 事に く業 や施 設が	身な 近だ に全 ない な遊 いび から場 のや 居児 場所 館が	く相 れ談 る相 手が いや い手 助け いけ ない から
全 体	84 100.0	64 76.2	40 47.6	30 35.7	15 17.9	12 14.3	28 33.3	17 20.2

■母親の就労タイプ別

フルタイムで就労	30 100.0	21 70.0	15 50.0	8 26.7	6 20.0	3 10.0	10 33.3	5 16.7
パートタイム・アルバイト等 で就労	29 100.0	22 75.9	11 37.9	14 48.3	5 17.2	4 13.8	10 34.5	9 31.0
産休・育休・介護休業中	8 100.0	5 62.5	5 62.5	4 50.0	3 37.5	2 25.0	4 50.0	0 0.0
就労していない	17 100.0	16 94.1	9 52.9	4 23.5	1 5.9	3 17.6	4 23.5	3 17.6
母親はいない	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

上段／実数 下段／%	全 体	整歩 備道 がや 進防 ん犯 で施 い設 ない の等 か学 から で 可 能 な	い子 じど めも の教 育が 心や 配だ から	感事 じ故 るが から 増加 する い犯 罪と	ふ身 れ近 あに う自 機会 やが 伝統 い文 か化 らと	時自 間分の がも ため ての ない から	そ の 他
全 体	84 100.0	29 34.5	43 51.2	41 48.8	2 2.4	24 28.6	5 6.0

■母親の就労タイプ別

フルタイムで就労	30 100.0	11 36.7	14 46.7	13 43.3	2 2.4	9 10.7	3 3.6
パートタイム・アルバイト等 で就労	29 100.0	8 27.6	16 55.2	14 48.3	0 0.0	9 30.0	1 3.3
産休・育休・介護休業中	8 100.0	3 37.5	5 62.5	4 50.0	0 0.0	3 10.3	1 3.4
就労していない	17 100.0	7 41.2	8 47.1	10 58.8	0 0.0	3 37.5	0 0.0
母親はいない	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

□小学生保護者（母親の就労タイプ別）

上段／実数 下段／%	全 体	経子 済育 的負 担が 大き い か か る	難仕 しい 事と 子育 ての 両立 が	不子 安ど をも の健 康や 発達 に	不地 安域 を感 じる から への	利保 用育 し業 にく い施 設が	身な 近だ に安 ない な遊 び場 や居 場所 が	く相 談相 手が いや ない けし て
全 体	42 100.0	27 64.3	17 40.5	11 26.2	3 7.1	7 16.7	15 35.7	8 19.0

■母親の就労タイプ別

フルタイムで就労	20 100.0	9 45.0	10 50.0	5 25.0	1 5.0	3 15.0	8 40.0	3 15.0
パートタイム・アルバイト等 で就労	18 100.0	15 83.3	7 38.9	6 33.3	2 11.1	3 16.7	6 33.3	4 22.2
産休・育休・介護休業中	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
就労していない	3 100.0	2 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3
母親はいない	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

上段／実数 下段／%	全 体	整歩 備道 がや 進全 進防 ん通 で施 い設 な等 の学 かで から でき る	い子 じど めも の教 育が 心や 配だ から	感事 じ故 るが か増 から に 関 し す て い る 犯 罪 と	ふ身 れ近 あに う自 機然 会や が伝 ない 文統 化と	時自 間分の がた もめ て ない から	そ の 他
全 体	42 100.0	12 28.6	16 38.1	20 47.6	3 7.1	8 19.0	7 16.7

■母親の就労タイプ別

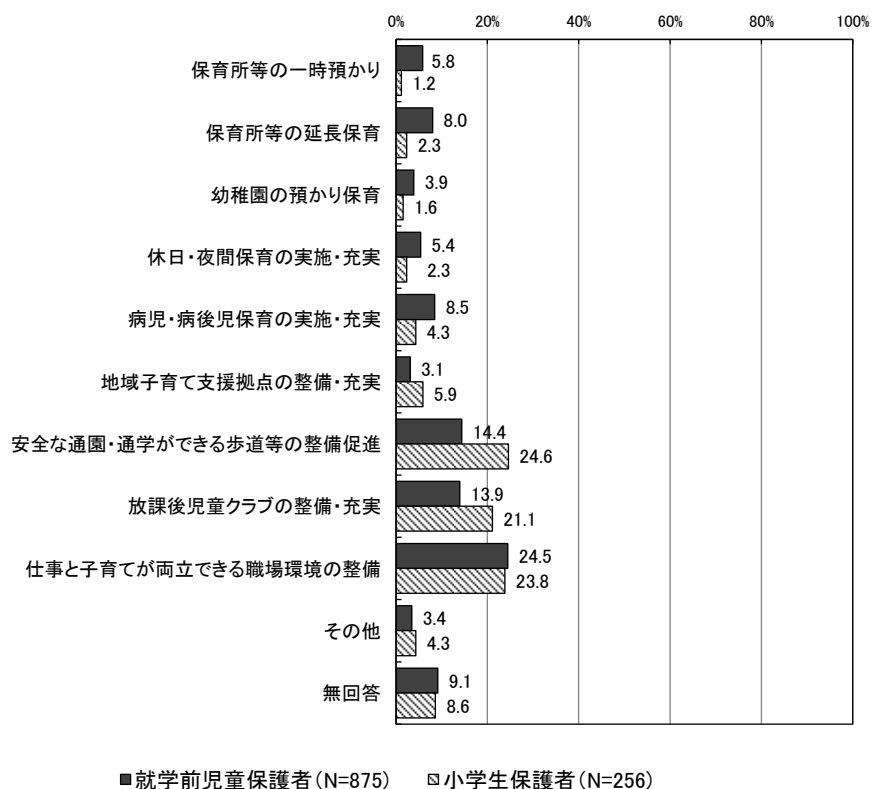
フルタイムで就労	20 100.0	5 25.0	7 35.0	7 35.0	0 0.0	5 25.0	3 15.0
パートタイム・アルバイト等 で就労	18 100.0	6 33.3	7 38.9	10 55.6	3 16.7	3 16.7	3 16.7
産休・育休・介護休業中	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
就労していない	3 100.0	1 33.3	2 66.7	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
母親はいない	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

③最も望んでいる子育て支援策

就学前児童の保護者について、最も望んでいる子育て支援策についてうかがってみたところ、「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」への回答が最も高く、次いで「安全な通園・通学ができる歩道等の整備促進」「放課後児童クラブの整備・充実」への回答が高くなっています。

小学生児童の保護者については、「安全な通園・通学ができる歩道等の整備促進」への回答が最も高く、次いで「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」「放課後児童クラブの整備・充実」への回答が高くなっています。

■アンケート回答結果（最も望んでいる子育て支援策）

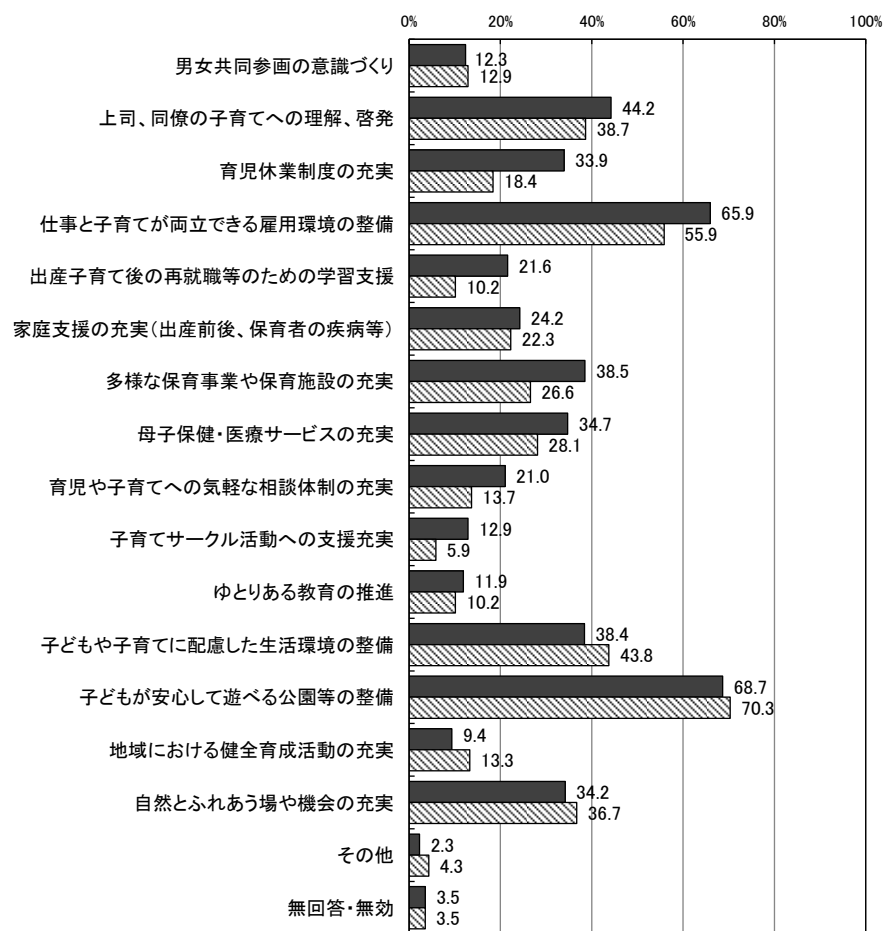


④子どもを取り巻く環境を改善するために必要なこと

子どもを取り巻く環境を改善するために必要なことについてうかがってみたところ、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに「子どもが安心して遊べる公園等の整備」への回答が最も高く、次いで、「仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備」への回答が高くなっています。就学前児童の保護者では「上司、同僚の子育てへの理解、啓発」への回答が高く、小学生の保護者では「子どもや子育てに配慮した生活環境の整備」への回答が高くなっています。

■アンケート回答結果（子どもを取り巻く環境を改善するために必要なこと）

□就学前児童保護者・小学生児童保護者（全体）



■就学前児童保護者(N=875) □小学生保護者(N=256)

3 計画の進捗状況・評価

■第1期小松島市子ども・子育て支援事業計画の目標事業量の状況

事業名		単位	【実績値】	【目標値】	【現状】
			平成 26 年度	平成 31 年度	平成 30 年度
特定教育・ 保育施設	教育	人	181	291	108
	保育	人	921	915	843
延長保育事業		人	312	350	211
放課後児童 健全育成事 業 (8 区域計)	低学年	人	171	221	218
	高学年	人	30	77	65
子育て短期支援事業		人日	27	70	45
地域子育て支援拠点事業		人回	4,675	15,120	10,319
一時預かり 事業	幼稚園の預か り事業	人日	6,760	36,720	4,636
	一時預かり	人日	3,457	11,040	1,897
病児・病後児保育事業		人日	154	472	182
ファミリー・サポート・センター 事業（広域で実施）		人日	300	100	340
妊婦健診事業		人	406	407	355
乳児家庭全戸訪問事業		人	246	249	220
養育支援訪問事業		人	0	5	0
利用者支援事業		か所	1	1	1

第3章 計画の基本理念及び施策の体系

1 基本理念

小松島市では、小松島市第6次総合計画の中で、目標とする都市像として“未来へ輝く 希望と信頼のまち こまつしま”をテーマとし、子どもも、若者も、高齢者も、世代を超えてやる気が持てる「希望」に満ちたまちづくり、市民からの「信頼」が得られるまちづくりを推進してきました。

あわせて、「安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」、「ひとりひとりが輝けるまちづくり」、「未来への活力を育むまちづくり」、「みんなで創るまちづくり」を政策として掲げ、目標とする都市像の実現に向けて様々な取り組みが進められています。

子育てに関する取り組みについては、「ひとりひとりが輝けるまちづくり」のなかの基本目標「子育てしやすいまちづくり」のなかで、目標を達成するための施策として「少子化対策の推進」を掲げ、具体的な取り組みを進めているところです。

また、小松島市子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法の趣旨をふまえるとともに、本格的な人口減少社会に突入した社会情勢のなかで、小松島市の未来を切り開いていく子どもたちが小松島を愛し、幅広い国際性と社会性を身に付けた人間性豊かな心を持った大人に成長し、夢や希望をかなえることができるよう、地域住民、各種団体、学校、企業、行政で支え合い、やさしさあふれるまちをつくっていくことを目指し、「みんなの支え合い・助け合いで 子どもが輝く 大人が輝く まちが輝く こまつしま」という基本理念を掲げました。この基本理念をもとに、「地域における子育ての支援」「子どもや母親の健康確保と健康増進」「子どもの健やかな心身を育む教育・保育環境の整備」「子育てを支援する生活環境の整備」「職業生活と家庭生活との両立の推進」「要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進」という6つの基本目標を設定し、取り組みを進めてきたところです。

本計画では、これらの流れを継承しつつ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目的に、小松島市子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承し、次のとおりに設定します。

基本理念

- ◆本市の子ども・子育て支援に関する取り組みについては、市の最重要課題の一つである「少子化対策」を目的とするものであると同時に、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すものとしします。
- ◆子ども・子育て支援法に明記されている「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもと、家庭は教育の原点であり、出発点であると考え、小松島市の子育て支援を進めていきます。
- ◆子育て家庭だけではなく、地域全体で次代を担う子どもたちを育てていくことのできる環境づくり、子どもが地域社会の一員として郷土に愛着を持ちながら、のびのびと育つことのできる地域づくりが必要です。
- ◆子どもたちが小松島市との結びつきを大切にしながら、幅広い社会性を身に付けた人間性豊かな心を持った大人に成長し、夢や希望をかなえることができるよう、市民が一体となって、輝ける未来のまちをつくっていくことを基本的な理念とします。

みんなの支え合い・助け合いで

子どもが輝く 大人が輝く 未来が輝く こまつしま

2 計画の基本的方針

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変わっている現在、地域をあげて社会全体で子ども・子育て支援を行い、新たな支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

本計画では、これまで推進してきた小松島市子ども・子育て支援事業計画をふまえ、次の5つを基本方針として「子どもの最善の利益」と子育て支援施策を通じた魅力あるまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

基本方針

①すべての子どもとその家庭への支援

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情のもとに養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

また、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することが可能となります。そのために、親としての自覚と責任を高めつつ、子どもの健やかな発達を保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

②妊娠・出産期からの切れ目のない支援

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援に努めます。

③地域社会全体で子育てを支援

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての市民が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情をふまえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりの構築に努めます。

④安心して仕事・子育てを両立することができる環境づくりへの支援

すべての市民が働きやすく、仕事と子育て・家庭生活や、地域生活の両立ができる環境づくりが必要です。子育て家庭の親に対しては様々な保育サービスを充実することにより、安心して仕事・子育てを両立することができる環境づくりへの支援に取り組みます。

また、「第2次小松島市男女共同参画計画～こまつしま女（ひと）と男（ひと）のハーモニープラン2」に基づき、性別的役割分担にとらわれない職場環境づくりを推進するとともに、教育分野と連携した未来を担う親育てを推進します。

⑤「住んでよかった」「住み続けたい」地域ぐるみの子育て支援

小松島市は、自然、歴史、文化、産業など、かけがえのない財産が豊富に存在する中、多くの人たちの努力により発展を続けてきました。子育て支援においても多くの地域住民や関係団体等との連携により、未来を担う子どもたちを地域ぐるみで健やかに育ててきました。

これらの資源の活用を図り、小松島に住むすべての子どもたちが、それぞれが主体性を持っていきいきと輝いて生活できることができ、心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思える、夢と希望のある営みへとつながっていく取り組みの推進に努めます。

3 基本目標

基本理念を目指し、次の基本目標を掲げて、小松島市の子育てに関する取り組みを推進していきます。基本目標についても基本理念と同様、小松島市子ども・子育て支援事業計画を継承し、次のとおり設定します。

基本目標

1 地域における子育ての支援

子育てをしているすべての家庭が子育てに伴う喜びを実感できるように、地域における多様な人材や資源を活用し、行政と地域が一体となって様々な子育て支援の取り組みを推進します。

すべての子どもの健やかな成長を支援するために、子どもの居場所の整備など、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

2 子どもや母親の健康確保と健康増進

安心して健やかな子どもを生き育てることができるように、安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

3 子どもの健やかな心身を育む教育・保育環境の整備

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。また、家庭、学校・幼稚園・認定こども園・保育所等、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育・保育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生き育てる喜びや楽しさを理解できるような取り組みを推進します。

4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、のびのびと自由に行動できるように、地域住民や関係機関と連携を強化し、親子が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

5 仕事・子育てが両立できる環境の整備

働きながら安心して子どもを生き育てることができるように、幼児教育・保育の無償化事業など、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

6 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

子どもの心身の健全な発育に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、関係機関を含め、地域の連携、協力を図ります。

また、貧困家庭やひとり親家庭への適切な支援サービスと相談体制の充実、障がい児が身近な地域で生活でき、障がいの程度に応じた保育・教育の場を整備するなど、一貫した総合的な取り組みを推進します。

4 分野を越えて実施を目指す取り組み

子ども・子育て支援の推進にあたっては、教育・福祉分野をはじめ、保健、公共施設整備などの子どもと家庭に関わる行政分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取り組みが求められます。

本計画では、基本理念・基本目標を実現するために、分野を越えて実施を目指す具体的な取り組みとして次の2つの項目を設定します。

(1) 子どもの遊び場の確保

既存の児童遊園については遊具の修繕等を行い、子どもの遊び場の環境保全と事故防止を図り、新設される公園については誰もが利用しやすい施設となるよう計画的な整備を進めるよう連携します。

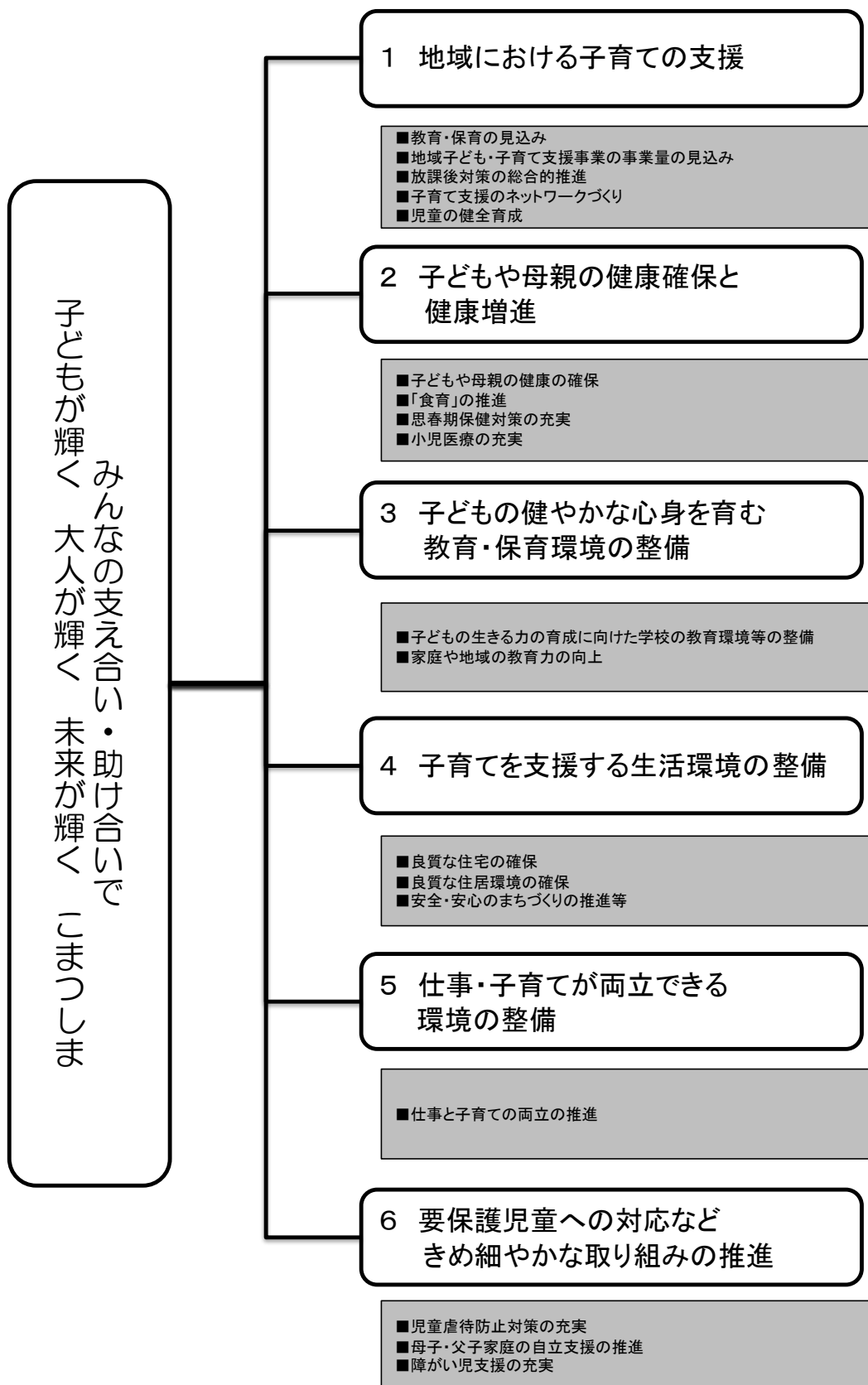
基本方針	3 地域社会全体で子育てを支援
基本目標	4 子育てを支援する生活環境の整備

(2) 公立保育所等の運営形態や適正配置の検討

少子化により子どもの数は減少傾向にありますが、核家族化や働き方の多様化により、保育の需要は高くなっています。需要と供給のバランスを見極め保育施設の適正配置に努める必要があります。

基本方針	4 安心して仕事・子育てを両立することができる環境づくりへの支援
基本目標	3 子どもの健やかな心身を育む教育・保育環境の整備

5 施策の体系



第4章 施策の展開

1 地域における子育ての支援

1)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」（以下「教育・保育等」という。）を提供する区域（以下「教育・保育等提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育等の利用状況、教育・保育等を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育の提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることをふまえて設定する必要があります。

小松島市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育等提供区域を次のとおり定めます。

■教育・保育等提供区域

事業区分		教育・保育等提供区域	考え方
教育・保育	1号認定(3～5歳:教育)	市内全域	利用実態や供給体制の状況をふまえ、市内全域とします。
	2号認定(3～5歳:保育)	市内全域	
	3号認定(0～2歳:保育)	市内全域	
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育の提供区域とします。
	放課後児童健全育成事業	市内8区域	利用実態や供給体制の状況をふまえ、8区域を設定します(区域は別掲)。
	子育て短期支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況をふまえ、市内全域とします。
	地域子育て支援拠点事業	市内全域	
	一時預かり事業	市内全域	教育・保育施設での利用が想定されるため、教育・保育の提供区域とします。
	病児・病後児保育事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況をふまえ、市内全域とします。
	ファミリー・サポート・センター事業	市内全域	
	妊婦健診事業	市内全域	
	乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	
	養育支援訪問事業	市内全域	
利用者支援事業	市内全域		

■放課後児童健全育成事業の区域設定について ※児童館については校区を越えて利用する場合がある

小学校区	教育・保育等提供区域	施設	ニーズの見込みに対する考え方
南小松島小学校区	1区域	南小松島第一放課後児童クラブ 南小松島第二放課後児童クラブ 南小松島第三放課後児童クラブ 南小松島第四放課後児童クラブ 南小松島第五放課後児童クラブ	各学区の放課後児童クラブでの対応とする
小松島小学校区		小松島放課後児童クラブ	
北小松島小学校区		北小松島放課後児童クラブ	
千代小学校区	1区域	(中郷児童館) (泰地児童館)	児童館での対応とする
児安小学校区	1区域	児安放課後児童クラブ	放課後児童クラブでの対応とする
芝田小学校区	1区域	芝田放課後児童クラブ	放課後児童クラブでの対応とする
立江小学校区	1区域		放課後児童クラブ、児童館及び子ども園での低学年受け入れ事業を活用する
榑淵小学校区			
新開小学校区		(花しんぱり子ども園)	
坂野小学校区		坂野放課後児童クラブ (目佐児童館)	
和田島小学校区	1区域	和田島放課後児童クラブ	放課後児童クラブでの対応とする



■（参考）教育・保育等提供区域を定める事業の一覧

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅等において保育を行う。
定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育
(子どもの居宅等において保育を行う。)
- 事業所内保育
(事業所内の施設等において保育を行う。)

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 延長保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 妊婦健診事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 利用者支援事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2)各年度における教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

(1) 教育・保育の事業量の見込み

■教育

単位(人)

小松島市		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳		
①量の見込み (必要利用定員総数)		112	32	144	103	30	133	101	29	130
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園	119	71	190	119	71	190	119	71	190
②-①		7	39	46	16	41	57	18	42	60

小松島市		令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	合計	1号	2号	合計
		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)		94	27	121	97	28	125
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園	119	71	190	119	71	190
②-①		25	44	69	22	43	65

■保育

単位(人)

小松島市		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		507	60	227	464	58	240	455	56	234
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	535	46	279	555	56	309	555	56	309
	地域型保育 事業									
②-①		28	▲14	52	91	▲2	69	100	0	75

小松島市		令和5年度			令和6年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		425	54	226	438	53	219
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	555	56	309	555	56	309
	地域型保育 事業						
②-①		130	2	83	117	3	90

(2) 提供体制、確保策の考え方

- 教育の定員数については、令和元年度現在、255名（公立幼稚園2園・公立認定こども園1園・私立認定こども園3園）の提供体制があります。
- 保育の定員数については、令和元年度現在、920名[公立保育所5か所、私立保育所(園)2か所・公立幼稚園2園・公立認定こども園1園・私立認定こども園3園]の提供体制があります。
(令和2年度は県前保育所（小松島市厚生福祉解放センター1階）において、外壁改修工事を行うため1年間休所となることから、提供体制が860名になります。)
- 児童人口の減少とともに見込み量も減少傾向にあるため、平成27年に策定（平成28年改訂）した「小松島市の就学前教育・保育のあり方」に基づき、幼保一体化を目指した認定こども園の開設や幼稚園、保育所の統廃合等を含む施設の適正配置を継続的に行っています。
- 特にニーズの高い地域の3号（0歳児）の提供体制の確保に配慮しつつ、今後も適正な施設配置を実施していきながら柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。
- 地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

(3) 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 「小松島市の就学前教育・保育のあり方について（平成28年度改訂版）」に基づき、公立施設、私立施設を問わず、認定こども園の設置を推進しています。平成28年度に保育所からの移行及び保育所、幼稚園の統合により3か所の認定こども園が運営を開始しました。平成29年度にはさらに保育所1か所が認定こども園に移行しました。質の高い教育・保育の提供を行うため、幼稚園・保育所間の人事交流、教育・保育課程の策定、小学校との接続の強化などを進め、認定こども園での安全で快適な利用と円滑な運営を目指し体制の整備を図ります。

3)各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の

確保内容、実施時期等

(1) 地域子ども・子育て支援事業の事業量の見込み

	単位	実績	量の見込み					
		平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
延長保育事業	人	211	221	214	209	199	199	
放課後児童健全育成事業 (8区域計)	低学年	人	218	224	218	207	203	186
	高学年	人	65	165	153	144	134	130
子育て短期支援事業	人日	45	38	37	36	35	35	
地域子育て支援拠点事業	人回	10,319	4,924	5,059	4,916	4,765	4,607	
一時預かり事業	幼稚園の預かり事業	人日	4,636	9,710	8,888	8,714	8,152	8,397
	一時預かり	人日	1,897	2,382	2,309	2,253	2,147	2,141
病児・病後児保育事業	人日	182	170	165	161	153	153	
ファミリー・サポート・センター事業	人日	340	132	126	121	115	112	
妊婦健診事業	人	355	357	346	334	322	311	
乳児家庭全戸訪問事業	人	220	215	208	201	194	187	
養育支援訪問事業	人	0	5	5	5	5	5	
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1	1	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

①延長保育事業

量の見込み(再掲)

■延長保育事業

単位(人)

小松島市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	221	214	209	199	199
②確保の内容	350	350	350	350	350
②-①	129	136	141	151	151

提供体制、確保策の考え方

○延長保育については、令和元年度現在、保育短時間認定(8時間)の子どもについては、市内すべての保育所及び認定こども園(11か所)で実施しています。保育標準時間認定(11時間)を受けた子どもについては、私立保育所(園)2か所、私立認定こども園3か所、計5か所で実施しています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとなります。

②放課後児童健全育成事業

量の見込み

■放課後児童健全育成事業

単位(人)

小松島市 (南小松島区域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	21	21	21	20	18
	2年生	19	18	17	17	17
	3年生	24	23	22	22	20
	4年生	25	22	21	19	19
	5年生	20	18	17	16	15
	6年生	13	12	11	11	10
②確保の内容		161	161	161	161	161
②-①		39	47	52	56	62

小松島市 (小松島区域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	8	8	7	7	6
	2年生	5	5	5	5	4
	3年生	5	5	5	5	4
	4年生	4	3	3	3	3
	5年生	4	4	3	3	3
	6年生	8	7	6	7	7
②確保の内容		30	30	30	30	30
②-①		▲4	▲2	1	0	3

小松島市 (北小松島区域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	4	4	4	3	3
	2年生	3	3	3	3	3
	3年生	4	4	4	4	4
	4年生	7	7	6	6	6
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	4	4	4	3	3
②確保の内容		35	35	35	35	35
②-①		11	11	12	14	14

小松島市 (千代区域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	9	8	8	8	7
	2年生	10	9	8	8	8
	3年生	8	8	7	7	7
	4年生	9	8	8	7	7
	5年生	4	4	3	3	3
	6年生	8	7	6	7	7
②確保の内容		0	0	0	0	0
②-①		▲48	▲44	▲40	▲40	▲39

小松島市 (児安区域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	8	8	7	7	6
	2年生	8	8	7	7	6
	3年生	12	11	11	10	10
	4年生	6	6	5	5	5
	5年生	13	12	12	10	10
	6年生	4	4	4	3	3
②確保の内容		45	45	45	45	45
②-①		▲6	▲4	▲1	3	5

小松島市 (芝田区域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	4	3	3	3	3
	2年生	4	4	4	4	3
	3年生	4	4	3	3	3
	4年生	4	4	4	4	3
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	4	4	4	3	3
②確保の内容		34	34	34	34	34
②-①		12	13	14	15	17

小松島市 (立江・櫛淵・新開・坂野区域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	20	20	19	19	17
	2年生	18	18	17	16	15
	3年生	15	15	14	14	12
	4年生	8	7	7	6	6
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	4	4	4	3	3
②確保の内容		26	26	26	26	26
②-①		▲41	▲40	▲37	▲34	▲29

小松島市 (和田島区域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	4	4	4	4	4
	2年生	6	6	6	6	5
	3年生	1	1	1	1	1
	4年生	4	4	4	4	3
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	4	4	4	3	3
②確保の内容		30	30	30	30	30
②-①		9	9	9	10	12

提供体制、確保策の考え方

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、令和元年度現在、市内 11 か所を実施しています。小松島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、11 か所ともに6年生までの受け入れを行っています。
- 利用実態や供給体制の状況をふまえ、小学校区及び中学校区を基準とし、8つの区域を設定しています。今後の提供体制については、8つの区域の現状等をふまえ、利用者のニーズに応じた柔軟な運営形態及び提供体制の確保に努めます。
- 区域別の提供体制の整備方針については次のとおりです。

■区域別の提供体制の整備方針

区域名	現状の施設	ニーズの見込みに対する考え方
南小松島	南小松島第一放課後児童クラブ 南小松島第二放課後児童クラブ 南小松島第三放課後児童クラブ 南小松島第四放課後児童クラブ 南小松島第五放課後児童クラブ	放課後児童クラブでの対応とする 見込み量に対する提供体制は確保されている。
小松島	小松島放課後児童クラブ	放課後児童クラブでの対応とする 見込み量が現状の受け入れ体制の上限を超えているが、令和4年度には解消される見込みである。
北小松島	北小松島放課後児童クラブ	放課後児童クラブでの対応とする 見込み量に対する提供体制は確保されている。
千代	(中郷児童館) (泰地児童館)	見込み量に対するニーズについては、児童館での対応を図る。
児安	児安放課後児童クラブ	放課後児童クラブでの対応とする 見込み量が現状の受け入れ体制の上限を超えているが、令和4年度には解消される見込みである。
芝田	芝田放課後児童クラブ	放課後児童クラブでの対応とする 見込み量に対する提供体制は確保されている。
立江・櫛淵・ 新開・坂野	(目佐児童館) (花しんぱり子ども園) 坂野放課後児童クラブ	坂野放課後児童クラブ、児童館、認定こども園での低年齢受け入れ事業を活用して対応する。
和田島	和田島放課後児童クラブ	放課後児童クラブでの対応とする 見込み量に対する提供体制は確保されている。

③子育て短期支援事業

量の見込み(再掲)

■子育て短期支援事業

単位(人日)

小松島市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	38	37	36	35	35
②確保の内容	70	70	70	70	70
②-①	32	33	34	35	35

提供体制、確保策の考え方

○子育て短期支援事業については、令和元年度現在、県内5か所の乳児院・児童養護施設で実施しています。

○今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

④地域子育て支援拠点事業

量の見込み(再掲)

■地域子育て支援拠点事業

単位(人回)

小松島市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,924	5,059	4,916	4,765	4,607
②確保の内容	15,120	15,120	15,120	15,120	15,120
②-①	10,196	10,061	10,204	10,355	10,513
実施か所数(か所)	4	4	4	4	4

提供体制、確保策の考え方

○地域子育て支援拠点事業については、令和元年度現在、4か所で実施しています。

○今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

⑤一時預かり事業

量の見込み(再掲)

■一時預かり事業

単位(人日)

小松島市			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園での預かり保育 認定こども園での1号認定子どもの預かり保育 (幼稚園型)	① 量の見込み	<1号認定>	1,889	1,729	1,695	1,586	1,634
		<2号認定>	7,821	7,159	7,019	6,566	6,763
	②確保の内容		32,340	32,340	32,340	32,340	32,340
	②-①		22,630	23,452	23,626	24,188	23,943
一時預かり (一般型)	①量の見込み		2,382	2,309	2,253	2,147	2,141
	②確保の内容		11,600	11,600	11,600	11,600	11,600
	②-①		9,218	9,291	9,347	9,453	9,459

提供体制、確保策の考え方

○幼稚園での預かり保育(幼稚園型)については、令和元年度現在、認定こども園を含む市内5か所、市外1か所で実施しています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

○その他の就学前児童の一時預かり(一般型)については、令和元年度現在、公立認定こども園1園と私立認定こども園3園、私立保育園1園の計5か所及びファミリー・サポート・センター(就学前児童)で実施しています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

⑥病児・病後児保育事業

量の見込み(再掲)

■病児・病後児保育事業

単位(人日)

小松島市		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		170	165	161	153	153
②確保の内容		322	322	322	322	322
②-①		152	157	161	169	169

提供体制、確保策の考え方

○病児・病後児保育事業については、令和元年度現在、広域(徳島市・小松島市・勝浦町・佐那河内村・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町)で事業を提供して

おり、市内1か所を含む広域内10か所でサービスを提供しています。
 ○今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

量の見込み(再掲)

■ファミリー・サポート・センター事業

単位(人日)

小松島市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	132	126	121	115	112
②確保の内容	350	350	350	350	350
②-①	218	224	229	235	238

提供体制、確保策の考え方

- ファミリー・サポート・センター事業については、令和元年度現在、1か所（徳島ファミリー・サポート・センター事業として徳島市・小松島市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町によって構成する広域での実施）で提供しています。
- 平成29年10月から徳島ファミリー・サポート・センターにおいて「病児・病後児預かりサポート」をスタートしており、体制の充実に努めています。
- 今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

⑧妊婦健診事業

量の見込み(再掲)

■妊婦健診事業

単位(人)

小松島市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	357	346	334	322	311
②確保の内容	357	346	334	322	311
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

- 妊婦健診事業については、令和元年度現在、受診率は概ね100%となっています。見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況であり、今後、さらなる受診率の向上に努めます。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

量の見込み(再掲)

■乳児家庭全戸訪問事業

単位(人)

小松島市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	215	208	201	194	187
②確保の内容	215	208	201	194	187
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○乳児家庭全戸訪問事業については、小松島市においては、「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後4か月までの全戸訪問事業を行っています。平成30年度の訪問率は88.4%となっています。見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況であり、今後、訪問率100%の達成に努めます。

⑩養育支援訪問事業

量の見込み(再掲)

■養育支援訪問事業

単位(人)

小松島市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○児童福祉課が中核機関となり保健センターと連携して、特に支援が必要であると認められる対象者への支援を行っています。

○今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できるものとします。

⑪利用者支援事業

量の見込み(再掲)

■利用者支援事業

単位(か所)

小松島市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

- 本市では市役所窓口で利用者支援専門員を1名配置し、保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施しています。
- 市役所窓口のみで相談業務を行うだけでなく、保健センターで実施されている乳幼児健診やさかの認定こども園「みんなのひろば」等に専門員が出向き、子育て中の親子の相談を受け、各子育て施設の利用についての情報提供等を行い、利用者と教育・保育施設等のつなぎ役として活動しています。
- 母子保健法の改正により、令和2年度末までに「子育て世代包括支援センター」を市区町村に設置することが努力義務とされました。小松島市でも「子育て世代包括支援センター」事業の展開について、児童福祉課及び保健センター、関係各課の間で、今後どのように連携を図り環境整備を行っていくか、協議・検討を進めます。

4)放課後対策の総合的推進

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、平成30年9月に国が「新・放課後子ども総合プラン」を策定しています。小松島市でも「小松島市放課後子ども総合プラン行動計画」を策定していますが、令和2年度から第2期子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込むこととします。

(1) 放課後対策事業の現状

小松島市では、放課後の小学生に居場所を提供する事業として、下記の事業を実施しています。

放課後の小学生に居場所を提供する事業に対するニーズは年々高まっています。これは、共働き家庭の増加によるとともに、子どもの健全な成長のため、放課後に多様な体験をさせたいという保護者の希望が増加していることが予測されます。

■小松島市の放課後対策

小学校区	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後子ども教室推進事業 (放課後子ども教室)	児童館/ 低学年受け入れ事業
南小松島小学校区	南小松島第一放課後児童クラブ 南小松島第二放課後児童クラブ 南小松島第三放課後児童クラブ 南小松島第四放課後児童クラブ 南小松島第五放課後児童クラブ		
小松島小学校区	小松島放課後児童クラブ		
北小松島小学校区	北小松島放課後児童クラブ		
千代小学校区		千代放課後子ども教室	中郷児童館 泰地児童館
児安小学校区	児安放課後児童クラブ		
芝田小学校区	芝田放課後児童クラブ	芝田放課後子ども教室	
立江小学校区			(目佐児童館)
櫛淵小学校区			
新開小学校区		新開放課後子ども教室	花しんばり子ども園
坂野小学校区	坂野放課後児童クラブ		目佐児童館
和田島小学校区	和田島放課後児童クラブ		

※児童館については校区を越えて利用する場合がある

■放課後子ども教室で実施した事業（平成 30 年度）

・書道・硬筆教室	・川柳教室	・生花教室	・茶道教室
・手話教室	・将棋教室	・自然観察教室	・手芸・工作教室
・マナー教室	・リトミック音楽教室	・季節ごとのイベント （クリスマス会など）の 実施	・地域交流行事（公民館 文化祭、防災・防火訓練、 交通安全教室など）への 参加

(2) 放課後対策事業の基本方針

①放課後児童健全育成事業の基本方針

「仕事と子育ての両立支援」の基幹的事業として、現在設置している小学校区において、児童数に対して、一定割合の子どもが利用できるよう、整備を進めます。

※目標・確保方策はP30-P34に記載のとおり。

放課後児童健全育成事業の役割をふまえつつ、子どもの自主性、社会性の一層の向上を図るため「放課後児童クラブ運営方針」（平成27年4月 厚生労働省）等を基本に、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりに努めます。

指導員については、適切な遊び、生活の援助ができる指導力を養うとともに、きめ細やかな配慮と適切な判断ができるよう、各種研修を通じて質の向上を図ります。

②放課後子ども教室の基本方針

保護者の就労・未就労にかかわらず、すべての子どもが多様な体験・活動を行うことができる環境整備を推進し、次代を担う子どもを育成します。

令和6年度末までに、市内の小学校区での7か所へ開設することを目標とします。

■放課後子ども教室

単位(か所)

		現状 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標事業量		3	3	4	5	6	7
内	一体・連携型	1	1	2	3	4	5
内	独立型	2	2	2	2	2	2

実施方針

○子どもが、地域社会の一員として自覚し、自然活動や文化活動等を体験する場として事業が行われており、地域の理解と努力により子どもの居場所が適切に確保されています。

○実施における企画や準備にかかる労力が大きいことが課題となっています。今後事業を拡大していくために、地域・コーディネーターの負担軽減と保護者参加のメニューの導入を推奨する必要があります。

○目標事業量の達成に向けて、地域や、コーディネーターの負担を増大するようなことのないように配慮しながら、事業の拡大に努めます。

③余裕教室等活用の基本方針

余裕教室の活用状況等について、学校関係者と定期的に協議を行い、使用計画を決定します。

教育委員会が各小学校を訪問し、放課後の普通教室の一時利用や特別教室、体育館、校庭、図書館等を活用した放課後子ども教室の実施に向けて、学校と十分に話し合い、協力体制づくりや理解を深めます。

また、放課後児童クラブについても、学校に余裕教室が生じた場合は放課後児童クラブとして有効活用できるよう協議を行い、学校と放課後児童クラブの管理区分の取り決め等を詳細について検討し、学校内で放課後児童クラブを実施できるよう取り組みます。

④特別な配慮が必要な児童への対応

放課後児童クラブの利用申請において、受け入れ体制の目安となる基準づくりを進め、特別な配慮が必要な児童が安全・安心に過ごせる環境づくりを検討します。

放課後子ども教室については、児童の状況、実施環境、サポート体制等を勘案しながら、受け入れについて調整を図ります。

⑤地域との連携と積極的な情報発信

放課後児童クラブや放課後子ども教室におけるプログラムの実施や、放課後子ども教室における見守り等において、クラブと地域住民、関係機関、保護者等が一層連携を図るための仕組みづくりを推進します。

子どもにとって、最善の放課後環境を検討・選択できるよう、事業内容、各クラブの概要、活動内容等の情報の積極的な公開に努めます。

⑥地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

保育所との開所時間のかい離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、地域の実情に応じた開所時間の延長の支援に取り組みます。

(3) 連携による総合的推進

①一体型の推進

共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と、放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区毎の定期的な打合せの場を設けます。

②連携型の推進

連携型の場合、共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、体制を整えます。

③連携による事業の推進体制について

放課後児童クラブの実施主体である児童福祉課と、放課後子ども教室の実施主体である教育委員会が定期的に集まる機会を設け、総合的な放課後対策について協議を行います。

(4) 児童館等の基本方針

児童館は、子どもに健全な遊びを提供する、児童厚生施設です。児童館は、市内に居住する児童に放課後の居場所を提供する役割を担っています。

今後については、機能の強化の充実を図り、地区における居場所を提供する事業に対するニーズへの対応の強化に努めます。

5)子育て支援のネットワークづくり

事業名等	概要	担当課
みんなのひろば	<p>公立保育所において子育て支援の拠点づくりを推進するため、保育所や幼稚園に通っていない0歳から就学前までの子どもと保護者を対象に、園庭や保育室を開放し、親子で遊んだりふれあったりして楽しく子育てができるよう育児支援の実施などを行う事業です。</p> <p>【現状】 公立保育所 1か所で実施</p>	児童福祉課
乳幼児相談・子育てポンポコくらぶ	<p>乳幼児の遊びや育児相談を通じ、子ども同士、親同士の仲間づくりや育児不安の解消を目的に実施しています。</p> <p>乳幼児相談では身体測定や育児相談を、子育てポンポコくらぶでは保健師と母子保健推進員が企画し、季節の行事、手遊びなどを行っています。</p> <p>【現状】 乳幼児相談：市内3か所 延べ参加人数 356人（平成30年度） ポンポコくらぶ：市内1か所 延べ参加人数 169人（平成30年度）</p>	保健センター
発達フォロー教室（あいあいくらぶ）	<p>1歳6か月児健診、3歳5か月児健診等と言葉や発達面、養育環境等において、支援の必要な子どもとその保護者を対象に、集団遊びを通して親子の関わりやコミュニケーションを深め、健やかな成長、発達を促すことを目的に月1回実施しています。個別の支援が必要な児童に対しては、発達相談事業や療育機関の紹介等を実施しています。</p> <p>【現状】 年12回開催、延べ参加人数 157人 （平成30年度）</p>	保健センター

事業名等	概要	担当課
児童手当支給・国民健康保険 出産育児一時金給付制度	<p>子育て家庭は、収入に占める養育費や医療費等の負担が重いことから、その経済的負担を軽減するため、児童手当・出産育児一時金を支給する事業です。</p> <p>【現状】 児童手当支給対象児童数：3,732件 （平成30年度）</p>	児童福祉課 保険年金課

2 子どもや母親の健康確保と健康増進

1) 子どもや母親の健康の確保

事業名等	概要	担当課
マタニティくらぶ(母親教室)	<p>妊婦同士の交流を深めるとともに、妊婦に生活指導を行い、望ましい生活習慣を身につけることで、育児に対する不安を解消し、自信を持たせることを目的に実施しています。</p> <p>【現状】 年3回実施、延べ参加者人数 27人 (平成30年度)</p>	保健センター
乳児健診事業	<p>小児科診察・身体計測、離乳食講習、育児・栄養相談などにより、身体面、運動面の成長発達の確認を行うとともに、育児の環境を確認し、乳児の健康の保持増進、虐待の予防を図ることを目的に乳児健診を実施しています。</p> <p>【現状】 受診率 3～4か月児 96.5% (平成30年度) 9～10か月児 98.5% (平成30年度)</p>	保健センター
1歳6か月児健診・3歳5か月児健診	<p>小児科・歯科診察、身体計測、尿検査、栄養・歯科指導、保健師相談、栄養・歯科相談などを行い、身体面、運動面の成長発達の確認を行うとともに、育児の環境を確認し、幼児の健康の保持増進、虐待の予防を図ることを目的に実施しています。経過観察者、要精密者については、医療機関受診や、発達フォロー教室、子育てポンポコくらぶ、発達相談、保健師による家庭訪問、電話相談などで支援を行っています。</p> <p>【現状】 受診率 1歳6か月児 96.2% (平成30年度) 3歳5か月児 97.0% (平成30年度)</p>	保健センター

事業名等	概要	担当課
育児支援事業（母子保健推進員活動事業）	<p>地域に密着した母子保健活動の充実強化を図るため、母子保健推進員を委嘱し、子育てポンポコくらの企画や離乳食講習会への協力を行っています。</p> <p>【現状】 母子保健推進員 9人委嘱（平成30年度）</p>	保健センター
発達相談事業	<p>乳幼児健診等で成長発達の経過観察が必要な児童を対象に、臨床心理士、言語聴覚士等による個別相談を実施し、保護者の悩みの解消や児童の成長、発達を促しています。</p> <p>【現状】 年12回実施 相談件数実20件、延べ42件（平成30年度）</p>	保健センター
予防接種事業	<p>感染のおそれのある疾病の発生及び予防を目的に、予防接種法に基づく乳幼児、学童の定期予防接種を医療機関に委託して実施しています。</p> <p>【現状】 乳幼児・児童・生徒の定期予防接種率 90.5%（平成30年度） 【令和6年度数値目標】92.6%</p>	保健センター
フッ素塗布事業	<p>幼児期におけるむし歯を予防するため、1歳6か月児健診受診者のうち希望する者に、フッ素塗布、ブラッシング指導を実施しています。</p> <p>【現状】 実施率90.6%（平成30年度）</p>	保健センター
産前・産後ママサポート事業	<p>妊産婦の不安の軽減と孤立感の解消のために、妊産婦が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師・保健師による相談支援を行います。</p> <p>【現状】 対応件数 延1,646件（平成30年度）</p>	保健センター
産後ケア事業	<p>産後の母親の身体回復と心理的な安定の促進のために、助産師による乳房ケアの実施及び育児に必要な指導、助言を行います。</p> <p>【現状】 実施延件数 36件（平成30年度）</p>	保健センター

事業名等	概要	担当課
小松島市こうのとりのサポート事業	医療保険が適用されない特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。 【現状】 助成延件数 26 件（平成 30 年度）	保健センター

2)「食育」の推進

事業名等	概要	担当課
食育推進事業	健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むため、「第2次小松島市食育推進計画」を策定し、関係機関で計画的に連携できるよう課題・情報の共有、方向性の統一を行い、食育の推進に取り組んでいます。 市保健センターでは、この第2次小松島市食育推進計画をもとに、子どもの基本的な生活習慣形成のための保健指導、妊産婦や乳幼児に関する栄養指導など、母子保健事業すべてにおいて「食育」の重要性を呼びかけ、食育推進活動を行っています。 【現状】 小松島市食育推進実務者会議開催（年1回） （平成30年度）	保健センター 教育政策課 学校課 児童福祉課 農林水産課
地域に根ざした学校給食推進事業	“地域に根ざした学校給食”の推進を図ることを目的とし、学校・給食物資生産者・関係機関との食育ネットワークの連携を強化し、学校給食における地場産物活用率の向上を促しています。 また、地域の生産者をゲストティーチャーに迎えての公開授業や、食習慣調査・栄養摂取状況調査等の実施により、食の大切さや安全性に対する子どもたちの意識を啓発します。 【現状】 学校給食における地場産物活用状況： 6月期 60%、11月期 40% （平成30年度）	教育政策課

3) 思春期保健対策の充実

事業名等	概要	担当課
思春期における相談体制の充実	<p>福祉事務所に家庭児童相談員を配置し、不登校、学校での人間関係、家族関係、非行の問題を抱える児童や当該の児童の保護者の相談に応じるとともに、学校や児童相談所等関係機関と連携して必要な支援を行います。また、スクールカウンセラー活用事業として、小中学校からの依頼に応じ、スクールカウンセラーが相談活動を行っています。スクールカウンセラーは、児童生徒一人ひとりの思いに耳を傾け、問題行動等の解決を図るとともに、保護者や教員との連携を図りながら、児童生徒が自己肯定感を高め、主体的に取り組み、集団生活に適應できる力を育てていきます。</p> <p>【現状】 家庭相談員 2名 スクールカウンセラー 2名（平成 30 年度）</p>	児童福祉課 学校課

4) 小児医療の充実

事業名等	概要	担当課
かかりつけ医の確保と徳島こども救急電話相談の啓発	<p>健康管理のために、身近な地域で継続的な医療が受けられる、かかりつけ医を持つように勧めるとともに、新生児訪問で徳島こども救急電話相談（#8000）を紹介し利用についての啓発を行っています。</p>	保健センター
子どもはぐくみ医療費助成事業	<p>子どもの健康維持を図り、その家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成する事業です。</p> <p>子どもを扶養している保護者に対し、医療費の自己負担分を助成することにより疾病の早期発見と治療の促進をもって、子どもの保健向上と福祉増進を推進しています。</p> <p>【現状】 受給者数 延べ 3,901 人（平成 30 年度）</p>	保険年金課

事業名等	概要	担当課
養育医療	<p>身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする子どもが、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に必要な医療費を公費により負担する事業です。</p> <p>【現状】 養育医療給付受給者数 6人（平成30年度）</p>	保険年金課
育成医療	<p>病気や、身体の機能に障がいのある18歳未満の児童等を対象に、確実な治療の効果が期待できる手術等医療を指定医療機関で受ける場合に、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担するものです。</p> <p>【現状】 育成医療給付受給者数 5人（平成30年度）</p>	介護福祉課

3 子どもの健やかな心身を育む教育・保育環境の整備

1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業名等	概要	担当課
ブックスタート事業	<p>「赤ちゃんと保護者が絵本を介して、ゆっくり心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる」ことを目的に、1歳6か月健診に訪れる親子を対象にボランティアスタッフによる絵本の読み聞かせを実施し、1冊の絵本を贈る事業です。</p> <p>【現状】 配付率 70.9%（平成 30 年度）</p>	生涯学習課
図書館の充実	<p>平成 26 年度に子育て関連の図書・雑誌類をまとめた「子育て支援コーナー」を新設しました。また、平成 30 年度からは「人気児童書コーナー」を設置するとともに、毎年、夏に「絵本・児童書まつり」を開催しています。今後も、読書を通じて子どもたちの健やかな成長の手助けとなるよう、図書館の充実に取り組めます。</p>	生涯学習課

2)家庭や地域の教育力の向上

事業名等	概要	担当課									
世代間交流事業	<p>数か所の公立・私立保育所（園）・認定こども園において、入所児童による老人福祉施設等への訪問や、これらの施設の入所者や地域のお年寄りを招待し、劇・季節的行事・手作り玩具製作・伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う事業です。</p> <p>【現状】 平成 30 年度実施状況</p> <table border="1" data-bbox="635 784 1161 952"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施施設数</th> <th>参加者（累計）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立保育所・認定こども園</td> <td>6 施設</td> <td>4,947 人</td> </tr> <tr> <td>私立保育所・認定こども園</td> <td>5 施設</td> <td>3,572 人</td> </tr> </tbody> </table>		実施施設数	参加者（累計）	公立保育所・認定こども園	6 施設	4,947 人	私立保育所・認定こども園	5 施設	3,572 人	児童福祉課
	実施施設数	参加者（累計）									
公立保育所・認定こども園	6 施設	4,947 人									
私立保育所・認定こども園	5 施設	3,572 人									
一般補導員街頭補導事業・専門補導員街頭補導事業	<p>街頭にて、怠学、喫煙、不健全娯楽、不良交友、その他非行を早期に発見し、補導及び指導にあたります。また、学校、家庭、地域等から青少年の非行や生活等について相談を受け、本人の教護と非行原因を排除することにより、青少年の健全育成を図ります。</p> <p>【現状】 年間 455 回実施 補導・指導件数 21 件（平成 30 年度）</p>	青少年健全育成センター									
問題を抱える子どもの自立支援事業（適応指導教室：はなみずき学級）	<p>「問題を抱える子ども等の自立支援事業」として、不登校児童生徒等にとって適応指導教室が安心して生活のできる「心の居場所」となるようスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、小児科医などの専門家等と指導員、保護者が連携し、相談を重ねながら子ども一人ひとりに応じた指導や対応を行います。</p>	教育研究所									
就学援助制度	<p>経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒に対し、教育を受ける機会を確保するため、学用品等の援助を行い、小中学校における義務教育の円滑な実施を促しています。</p> <p>【現状】 制度認定者数 小学生 180 人 中学生 121 人 (平成 30 年度)</p>	学校課									

4 子育てを支援する生活環境の整備

1) 良質な住宅の確保

事業名等	概要	担当課
公営住宅整備事業	<p>公営住宅法に基づき、住宅に困窮するひとり親世帯等が市営住宅へ優先的に入居できるよう住宅の提供を行い、低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定・社会福祉の増進に取り組んでいます。また施設の更新・長寿命化・統廃合等を計画的に進めます。</p> <p>【現状】 市営住宅管理戸数 921 戸 (平成 30 年度) 【令和 6 年度数値目標】 820 戸</p>	住宅課

2) 良質な住居環境の確保

事業名等	概要	担当課										
児童遊園管理事業	<p>児童遊園は、児童福祉法第 40 条に基づき設置運営されている児童厚生施設の 1 つです。公益社団法人小松島市シルバー人材センターへの委託業務による除草作業や、危険遊具等の撤去、遊具等の修繕などを通じて、児童の遊び場の環境保持と事故防止、児童の安全確保を行っています。</p> <p>【現状】 児童遊園の管理状況 (平成 30 年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施か所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険遊具等の撤去</td> <td>20 か所</td> </tr> <tr> <td>遊具等の修繕</td> <td>3 か所</td> </tr> <tr> <td>遊具の新設</td> <td>4 か所</td> </tr> <tr> <td>除草作業</td> <td>2 か所</td> </tr> </tbody> </table>		実施か所数	危険遊具等の撤去	20 か所	遊具等の修繕	3 か所	遊具の新設	4 か所	除草作業	2 か所	児童福祉課
	実施か所数											
危険遊具等の撤去	20 か所											
遊具等の修繕	3 か所											
遊具の新設	4 か所											
除草作業	2 か所											
公園管理事業	<p>都市計画法及び関係法令等に基づき、小松島ステーションパーク・しおかぜ公園・立江川親水公園・歩行者自転車専用道路を設置し、市民の憩いの場として提供しています。</p>	都市整備課										

事業名等	概要	担当課
公園・緑地の整備	<p>「小松島市都市計画マスタープラン」「小松島市緑の基本計画」に基づき、憩いや交流の場となる都市公園の整備を行っています。</p> <p>【現状】 都市公園として日峯大神子広域公園を整備中であり、金磯地区では街区公園の整備に向けた取り組みを進めています。</p>	まちづくり推進課

3)安全・安心のまちづくりの推進等

事業名等	概要	担当課												
交通安全指導活動事業	<p>交通安全教室で使用する備品等を整備し、関係機関と連携を図りながら交通安全意識の啓発、広報活動の推進を行っています。</p> <p>【現状】 指導活動の状況（平成30年度）</p> <table border="1" data-bbox="635 667 1165 873"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>保育所（園）</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>27回</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table>		実施回数	幼稚園	3回	保育所（園）	4回	小学校	27回	中学校	1回	児童館	3回	市民生活課
	実施回数													
幼稚園	3回													
保育所（園）	4回													
小学校	27回													
中学校	1回													
児童館	3回													
防犯パトロール活動	<p>地域における犯罪の防止と子どもたちの安全を守るために防犯パトロールを行っています。青色回転灯パトロール車にて市内を巡回し、市民に防犯意識の高揚に努めるとともに、市内各小学校の下校時に合わせパトロールを行い、安全なまちづくりの強化を行っています。</p> <p>【現状】 見守りパトロール 19回（平成30年度）</p>	市民生活課												
交通安全立哨指導活動事業	<p>交通事故の被害者になりやすい幼児・児童が安全に通学（園）できるよう、小松島市交通指導員を結成し、市内2中学校、11小学校の通学路において、交通指導員が毎朝立哨をして交通安全の確保を行っています。</p> <p>【現状】 交通指導員 12名（平成30年度）</p>	市民生活課												
通学路の安全・防犯上の安全確保に関する取り組み	<p>小松島市通学路安全推進協議会において、新プログラムを策定し、通学路の危険箇所を交通・防犯の両方の観点からの安全点検を行います。学校より抽出された危険箇所について、各関係機関と実際に合同点検等を行い、改善に向け対策を講じます。毎年3月には対策の進捗状況を市ホームページに掲載します。</p> <p>【現状】 合同点検 34か所（令和元年度）</p>	学校課												

5 仕事・子育てが両立できる環境の整備

1) 仕事と子育ての両立の推進

事業名等	概要	担当課
幼児教育・保育の無償化事業	令和元年10月より保育園、認定こども園、幼稚園等に入所する3歳から5歳児及び市民税非課税世帯の0歳から2歳に係る保育料を無料とします。また副食費についても小松島市に在住する方については免除とします。(新制度未移行園の利用者については「実費徴収に係る補足給付事業」により国の基準の範囲内で支援。)	児童福祉課 学校課
仕事と生活の調和の実現	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、行政、産業界、民間ボランティア等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。 【現状】 ・子育て支援イベント「おぎゃっと21」 来場者数 9,500人(平成30年度)	人権推進課 児童福祉課
両立支援制度の利用支援の促進	仕事と子育ての両立や在宅子育て親子の支援をするため、利用者支援事業において子育て家庭からの相談に応じ、様々な子育て事業を紹介するなどの支援を行います。 【現状】 ・地域子育て支援拠点事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・病児保育事業	児童福祉課
地域における男女の参画促進	「第2次小松島市男女共同参画計画～こまつしま女(ひと)と男(ひと)のハーモニープラン2」に基づき、男女が安心して仕事と子育て、地域での生活を両立できるよう、職場優先の意識や固定的な性的役割分担等の意識改革を図るため、広報・啓発、研修、情報提供等を行います。	人権推進課

■「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」について

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」について、制度の円滑な実施の確保を図るため、下記の取り組みを行います。

- 子育てのための施設等利用給付については、各種利用施設に対し、本制度の説明を行い、理解を求めるとともに、保護者の利便性や過誤請求防止等を考慮しながら、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることをふまえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めます。

6 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

1) 児童虐待防止対策の充実

事業名等	概要	担当課
要保護児童対策事業	<p>児童虐待等による保護や支援を要する児童の増加に対し、市町村のみならず、民生児童委員・警察関係等をはじめとした、様々な各関係機関や地域が連携強化を図るため、21の関係機関から構成される「小松島市要保護児童対策地域協議会」を中核として、虐待事案に即応可能な情報の共有化（ネットワークの構築）と迅速な対応を図っていくことで、虐待等の未然防止・早期発見を促進します。また児童虐待防止の啓発のための活動として、ホームページや横断幕、パンフレットを配布するなど、広報活動に取り組みます。</p> <p>【現状】 児童虐待相談対応件数 38件(平成30年度)</p>	児童福祉課

2) 母子・父子家庭の自立支援の推進

事業名等	概要	担当課
ひとり親家庭への経済的支援 (各種手当等の支援)	<p>ひとり親家庭の親に対して、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費助成制度、母子・父子家庭児童入学祝金給付事業、母子・父子自立支援員による自立支援給付事業を行い、経済的な負担の軽減を図っています。</p> <p>【現状】 児童扶養手当受給者数：290人 (平成31年3月現在)</p>	児童福祉課

事業名等	概要	担当課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	<p>母子家庭及び父子家庭の雇用安定及び就職促進を図るために、必要な職業に関する教育訓練として、指定された講座を受講した母子家庭の母親又は父子家庭の父親に対し、自立支援教育訓練給付金を支給することで就労支援につながる主体的な能力開発を促進し、母子家庭及び父子家庭の自立支援を行います。</p> <p>【現状】 支給人数 0名（平成30年度）</p>	児童福祉課
母子家庭等高等技能訓練促進費等事業	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令に基づき、母子家庭の母親又は父子家庭の父親について、生活の安定に資する資格取得を支援し、養成訓練の受講期間について「高等職業訓練促進給付金」を支給するとともに、経済負担を考慮し、修了時に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給することにより、生活の負担軽減を図り、資格を容易に取得することを目的としている事業です。</p> <p>【現状】 支給人数 1名（平成30年度） ※看護師資格取得のため2年間（平成30年度より）の修業見込み</p>	児童福祉課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	<p>児童扶養手当受給者の自立を促進するため、「母子・父子自立支援プログラム策定員」を配置し、策定された個々の児童扶養手当受給者の状況・課題等に対応した「自立支援プログラム」を基本に、生活保護受給者等就労支援事業や母子家庭等就業・自立支援センター事業等を活用することにより、児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立就労支援を行います。</p> <p>【現状】 プログラム策定件数 3件（平成30年度） ※うち2名が就業</p>	児童福祉課

3)障がい児支援の充実

事業名等	概要	担当課								
特別支援教育制度	<p>教育の機会均等の趣旨にのっとり、特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費の一部を援助（特別支援教育就学援助費、特別支援学級児童・生徒技能習得事業報償金 等）することにより特別支援教育の普及奨励を促します。</p> <p>【現状】 教育支援委員会の実施 3回 特別支援連携協議会の実施 2回 特別支援学級新担任者研修会の実施 1回 教育支援調査員研修会の実施 2回 （平成 30 年度）</p>	学校課								
地域生活支援事業	<p>障害者総合支援法第 77 条に基づき、障がい児の保護者に対する情報提供や障害福祉サービス申請の支援等を行う事業、障がい児の移動を支援する事業、障がい児等を日中一時預かる事業又は生活訓練や社会参加に関する事業等を実施し、障がい児等の日常生活又は社会生活の支援を行います。</p> <p>【現状】 事業の実施状況（平成 30 年度）</p> <table border="1" data-bbox="639 1379 1168 1514"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日中一時支援事業</td> <td>24 件</td> </tr> <tr> <td>移動支援事業</td> <td>24 件</td> </tr> <tr> <td>訪問入浴</td> <td>33 件</td> </tr> </tbody> </table>		利用件数	日中一時支援事業	24 件	移動支援事業	24 件	訪問入浴	33 件	介護福祉課
	利用件数									
日中一時支援事業	24 件									
移動支援事業	24 件									
訪問入浴	33 件									
心身障がい児(者)在宅介護等支援事業	<p>障がい児等が家庭において介護を受けることができない場合に、必要とする一時的な介護又は移動の支援を行い、その心身障がい児(者)及びその家族の地域生活を支援することにより、障がい児の地域生活における利便性の向上を促進します。</p> <p>【現状】 事業の実施状況（平成 30 年度）</p> <table border="1" data-bbox="639 1859 1168 1926"> <tbody> <tr> <td>登録者数</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>利用実績（介護サービス）</td> <td>100 時間</td> </tr> </tbody> </table>	登録者数	4 人	利用実績（介護サービス）	100 時間	介護福祉課				
登録者数	4 人									
利用実績（介護サービス）	100 時間									

事業名等	概要	担当課
障がい児のいる家庭への各種手当の助成	<p>障がい児又は保護者に対して、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障害児福祉手当、重度心身障害児（者）医療費助成制度等の各種手当の支給を行い、経済的な負担の軽減を図っています。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当受給者：70人 ・重度医療認定人数：41人 ・障害児福祉手当：25人 ・重症心身障害児福祉手当：47人 <p>（平成31年3月現在）</p>	<p>介護福祉課 保険年金課 児童福祉課</p>
障がい児保育事業	<p>保育所（園）・認定こども園に入所（園）している障がいのある子どもや発達上課題がみられる子どもに対して加配保育士を配置し、きめ細やかな保育を行う事業で市内全11か所の保育所（園）・認定こども園で実施しています。保育所（園）・認定こども園からの依頼に応じて、福祉事務所（児童福祉課）の家庭相談員と徳島県立ひのみね養護学校地域支援担当の先生が、障がい児や発達上支援を必要とする子どもに対しての巡回教育相談を行っています。巡回教育相談では、保育士に障がい児に対する専門的知識を知らせるとともに保護者への支援方法についても指導しています。</p>	<p>児童福祉課</p>
児童発達支援	<p>児童福祉法第21条の5の2項に基づき、未就学の障がい児を療育機関等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う事業です。</p> <p>【現状】</p> <p>利用件数 421件（平成30年度）</p>	<p>介護福祉課</p>
放課後等デイサービス	<p>児童福祉法第21条の5の2項に基づき、小学生以上から高校生の障がい児を療育機関等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う事業です。</p> <p>【現状】</p> <p>利用件数 1,640件（平成30年度）</p>	<p>介護福祉課</p>

事業名等	概要	担当課
保育所等訪問支援	<p>児童福祉法第 21 条の 5 の 2 項に基づき、障がい児施設で指導経験のある指導員等が保育所等を訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行う事業です。</p> <p>【現状】 利用件数 42 件（平成 30 年度）</p>	介護福祉課
医療型児童発達支援	<p>児童福祉法第 21 条の 5 の 2 項に基づき、未就学の肢体不自由児であり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた児童に対し療育機関等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行うとともに状況により治療も行う事業です。</p>	介護福祉課

第5章 推進体制

1 計画の推進に向けて

小松島市子ども・子育て支援事業計画を実効あるものとするため、次の取り組みを実施します。

1) 推進体制の整備

本計画の推進には、子育て支援に関係する部署だけでなく、道路整備担当課や公園整備担当課など、他の関係各課と連携を図り、相互で協力して取り組むこととなります。

また、行政だけでなく、様々な分野の方々との関わり合いが必要です。そのため、家庭をはじめ、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

2) 情報共有の推進

小松島市ではこれまで、子育て支援に関する情報等について、広報や市のホームページを活用し、住民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や市内施設・サービス等の情報について、広報や市のホームページ等を活用して、周知・啓発に努めていきます。

3) 広域利用や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所や認定こども園、幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。そのなかで、各種事業の広域利用、障がい児への対応など、広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や徳島県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2 計画の評価・確認等

本計画の推進にあたり、計画の適切な進行管理を進めるため、庁内関係各課を中心とした具体的な取り組みの進捗状況についての把握に努めるとともに、「小松島市子ども・子育て会議」において、取り組みの実施状況についての点検及び評価を行います。

また、第4章の「3) 各年度における教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等」「4) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、その実施状況について、年度ごとに進捗状況を把握・管理しつつ、利用者の動向を鑑み、国・県の動向や地域の環境に適合した事業展開に活かしていくものとします。

資料編

1 小松島市子ども・子育て会議条例

小松島市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 1 日

条例第 25 号

改正 平成 27 年 3 月 27 日 条例第 21 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、小松島市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理し、並びに児童福祉法第 8 条第 1 項本文及び第 3 項に掲げる事項を調査審議するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書きを除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、児童福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第21号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 小松島市子ども・子育て会議名簿

(令和2年1月現在：順不同、敬称略)

分野	関係機関名称	役職	氏名
学識経験者	徳島文理大学総合政策学部	教授	◎ 松村 豊大
	徳島大学大学院社会産業理工学研究部	准教授	内海 千種
	徳島赤十字病院小児科	医師	谷口 多嘉子
関係団体 代表者	徳島県中央こども女性相談センター	課長	唐谷 和子
	小松島市民生・児童委員連絡協議会	会長	松島 敏雄 前田 淳介※
	小松島市保育所後援会連合会	会長	宮守 宏匡
	徳島県徳島保健所	課長	原 美智代
	小松島市教育委員会	教育長	○ 小野寺 勉
	小松島市小・中学校 PTA 連合会	会長	津川 孝善
	徳島県保育事業連合会	会長	大和 忠広
	小松島市母子保健推進員会	会長	牛田 優子
	小松島市学童保育クラブ連絡協議会	会長	井内 健人
	徳島県私立幼稚園・認定こども園協会	副会長	木内 啓嗣

◎委員長、○副委員長

※任期：令和元年12月まで

3 策定までのスケジュール

■小松島市子ども・子育て会議開催経過

年度	日程	検討内容
平成 30 年度	第1回 平成30年10月3日 (水曜日)	(1) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の実施状況と今後の提供体制の確保内容について (2) ニーズ調査の実施について
	第2回 平成31年2月13日 (水曜日)	(1) ニーズ調査結果速報について (2) 子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュール(案) (3) その他
令和 元 年度	第1回 令和元年8月26日 (月曜日)	(1) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の実施状況 (2) 量の見込みと確保策について (3) 骨子(案)について
	第2回 令和元年10月2日 (水曜日)	(1) 骨子案について (2) その他
	第3回 令和2年1月22日 (水曜日)	(1) 子ども・子育て支援事業計画(最終案)について (2) その他

4 用語集

か行

○希望出生率

結婚して子どもを産みたいという人の希望が叶えられた場合の出生率。

健康上の理由や経済的な事情などで子どもを持ってない場合もあるため、実際の出生率を上回る数値となる。

○教育・保育施設

幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設）・保育所（園）のこと。

○協働

まちづくりの共通目標（本計画においては、基本目標「みんなの支え合い・助け合いで子どもが輝く 大人が輝く 未来が輝く こまつしま」）を達成するために、多様な主体がそれぞれの役割と責務を認識しながら、それぞれの特性や資源等を活かしつつ対等な立場で、協力・連携してより大きな成果を創り出すこと。

○合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

○コーディネーター

複数の主体が関わる事業などが円滑に進むように、情報連携や業務の調整などを行い、つなぎ役をする人や機関のこと。

○コーホート変化率法

住宅開発などの人口変化要因は見込まず、各年の年齢階層毎の人口の変化率を算出し、統計的に将来人口を推計する方法のこと。

○子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

○市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。

平成27年度を開始年度とする第1期計画の期間が令和元年度（2019年度）までとなっているため、令和2年度を開始年度とする第2期計画（本計画）を策定することとなった。

○児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。

虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

○児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。

18歳未満の児童（子ども）を、権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。

1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効された。日本は1994年に批准している。

○児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行う事業のこと。

児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」がある。

○新・放課後子ども総合プラン

平成30年9月に、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目的として策定された計画。

平成26年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」に代わるものとして策定された。

た行

○地域型保育

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

○特定教育・保育施設

市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育所（園）のこと。

施設型給付とは、幼稚園・認定こども園・保育所（園）に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行う財政措置を指す。

○特別支援教育

学校教育法第71条に基づき実施する教育。

障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

や行

○幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になる制度のこと。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に基づき、令和元年10月1日から開始された。

○要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第25条の2に基づき、虐待を受けている子どもや、特定妊婦など支援が必要な家庭を早期に発見し適切な保護や支援を行うため、関係機関により構成され、情報の交換や支援内容の協議を行う協議会のこと。

ら行

○療育

障がい児や発達に課題のある子どもが、社会的自立生活に向けて、身体面・精神面等の機能を高めるべく、かつ社会的自立生活に向けて、医療的配慮のもとで育成されること。

第2期小松島市 子ども・子育て支援事業計画

発行：小松島市保健福祉部児童福祉課

〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号
電話 0885-32-2114 FAX 0885-32-3738

発行年月：令和2年3月

策定協力：(株) ジャパンインターナショナル総合研究所